

自動車税の納期納税

自動車税の納期は五月です。自動車税納税通知書は、千葉県自動車税事務所から五月初旬に送付されますから

自動車税と地方税法が改正

昭和51年4月1日から

納付は、役場収入役室か、最寄りの金融機関をご利用ください。継続検査には、自動車税納税通知書に添付されている継続検査用の納税証明書をご利用ください。

なお、継続検査用の納税証明書を紛失した場合、または継続検査用以外の納税証明書が必要な場合は海匝支庁、県税事務所に交付を申請してください。申請の際には印鑑が必要ですからお忘れなく。

千葉県条例の改正により、五十一年度から自動車税の税率が、家用車約三十%、営業用車約十五%引き上げられました。

取得税の納付
自動車取得税は、自動車及び軽車の購入を含むしたときに課税されます。

納める額は、自動車の取得価額の五%（営業用自動車、軽自動車は三%）です。なお、低公害車は、軽減措置がとられています。

納める方法と時期は、陸運事務に取得した自動車の登録や届出をするときです。この場合、取得した自動車の取得価格が三十万円以下

また、身体障害者の方や精神薄弱者の方が、自分の足がわりに使用する自動車は、申請により自動車取得税が減免されます。

地方税法の一部改正

一部改正

五十一年度の地方税法の一部を改正する法律は、四月一日から施行されましたのでお知らせします。

一、個人の県民税

①、個人の均等割の税率が年額三百円（改正前年額四百円）。

②、障害者、未成年者、老年者または未亡人の非課税の範囲が七十万円（改正前六十万円）。

③、白色申告者の専従控除の控除限度額が四十万円（改正前三十万円）。

④、老年者の要件である所得限度額が一千万円（改正前五百万円）

⑤、医療費控除の足切限度の定額

三、個人の事業税

イ、白色申告者の専従者控除限度額が四十万円（改正前二十万円）

ロ、事業主控除額が二百万円（改正前百八十万円）。

四、不動産取得税

基準が五万円（改正前十万円）、控除限度額は二百万円（改正前百万円）。

⑥、五十一年から五十三年までの

間に行われる、特定市街化区域農地などの譲渡にかかる長期譲渡所得は、他の所得と区分し、次の税額の合計額が課税されます。

イ、特別控除後の譲渡益二十万円以下の場合

ロ、特別控除後の譲渡益二十万円を超える部分は百分の二。

二、法人の県民税

法人の均等割の税率が下表のとおり引き上げられました。

四、不動産取得税

新築住宅にかかる課税標準の算定上の控除額が三百五十万円（改正前二百三十万円）。

五、自動車税

改正前	改正後
資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人	資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
千円	六千円
千円	三千円
資本の金額又は出資金額が千万円以下である法人	同上
六百円	千八百円

イ、自動車税の標準税率が左表のとおり引き上げられました。と、五十一年度の自動車排出ガス規制適合車の自動車税は、五十一年度及び五十二年度に限り、従前どおり据え置かれました。

六、自動車取得税

家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対する自動車取得税の税率（五%）及び自動車にかかる免税点（三十万京）の特例措置の適用期限が、五十三年三月三十一日まで延長されました。

七、軽油引取税

五十一年四月一日から五十三年三月三十一日まで、軽油の引取りなどにかかる軽油引取税の税率が一キロリットルにつき一万九千五百円（改正前一万五千円）。

自動車区分	税率	
	改正後	改正前
乗用車	普通自動車 営業用 軸距三、〇四八以下のもの 七千円 軸距三、〇四八を超えるもの 八千円 自家用 軸距三、〇四八以下のもの 七千円 軸距三、〇四八を超えるもの 八千円	二万六千円 二万二千円 七千円 五万四千円 九千円
	四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量が一cc以下のもの 七千円 総排気量が一ccを超え、一、五cc以下のもの 八千円 自家用 総排気量が一cc以下のもの 七千円 総排気量が一ccを超え、一、五cc以下のもの 八千円	七千円 九千円 二万三千五百円 二万七千五百円 二万五千五百円 二万四千円
トラック	営業用 一、七千五百円 自家用 二、千円	二万七千五百円 二万五千円
バス	一般乗合用のもの 一、万四千円 一般乗合用以外のもの 三、万四千五百円 自家用 三、万九千円	一万四千円 一万四千五百円 三万九千円
三輪の小型自動車	営業用 四、千四百円 自家用 五、千円	三千八百円 五千円